

第6章 だれもが快適に暮らせるまち【都市基盤】

施策の目的

- 市全域で地域の特性に応じたまちを形成すること。
- 幸手市に愛着を持てるような土地利用・都市形成を図ること。

関連する計画 ▷ [幸手市都市計画マスタープラン](#)

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H29	H35
① 市街化区域内における市街地開発事業などの事業完了率※	%	93	96

現状と課題

- 人口の急激な減少や高齢化を背景として、地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療、福祉、商業などの生活機能を確保し、高齢者などが安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携してコンパクトなまちづくりを進めることが求められています。
- 本市においては、2015（平成 27）年3月に首都圏中央連絡自動車道（圏央道）幸手インターチェンジが開設されました。これに伴い、市の産業基盤づくりを積極的に推進するため、インターチェンジの東側地区を市街化区域へ編入し、埼玉県と協同して「幸手中央地区産業団地」を整備しました。2018（平成 30）年6月時点では、誘致企業 12 社のうち5社が操業を開始しています。
- 現在、2010（平成 22）年度に事業認可を取得した幸手駅西口地区の土地区画整理事業※により、市街地整備を進めています。
- 今後は、新たな市街地整備の際には、人口減少を踏まえたうえで、その規模や土地利用計画などについて慎重に判断しながら、良好な市街地の形成と田園環境との調和が十分図られるような計画的なまちづくりに取り組んでいく必要があります。
- 1972（昭和 47）年に入居が開始された幸手団地については、子育て世代の方々に選ばれる住まいづくり、高齢者をはじめとする多様な世代が安心して住み続けられるような住まいづくりの実現のためUR都市機構と連携を図っていく必要があります。

施策の内容

1) 土地利用構想の実現化

- ・快適な生活環境の確保や産業の発展に基づき、市の活性化を図るため、地域の持つ特性を十分に活かし、良好な市街地と貴重な田園環境に配慮しながら土地利用構想の実現を図ります。
- ・幸手駅西口地区の土地区画整理事業[※]については、引き続き関係権利者の理解を得ながら事業を推進します。

2) 都市計画マスタープランの推進

- ・幸手市都市計画マスタープランに基づき、市民との協働による計画的なまちづくりを進めます。

3) 土地利用の規制・誘導

- ・地域の特性に応じた秩序あるまちづくりの実現に向けて、区域区分[※]や地域地区[※]などの都市計画制度を活用することで、土地利用の適正な規制・誘導を図ります。
- ・開発許可制度の運用により、良好な宅地水準を確保し、無秩序な開発を抑制します。

4) 住民参加型のまちづくり

- ・まちづくりの計画策定および事業実施にあたり、市民が主体的に関わる体制や仕組みづくりを検討します。
- ・地域におけるまちづくりのための協議会など、地域住民が主体となる活動を支援します。

協働の役割

市民・事業者等	・自分たちの住む市や地域に愛着を持ち、まちづくりに対する理解を深め、まちづくりの活動に主体的かつ積極的に参加、協力します。
行政	・計画的なまちづくりを推進するため、土地利用構想に基づいた適切な土地利用を誘導します。 ・地域におけるまちづくりのための協議会など、地域住民が主体となる活動への支援を行うとともに、市民との協働のまちづくりを実現するための体制整備に努めます。

施策の目的

- 市の玄関口にふさわしい街並みを形成し、駅周辺ににぎわいを創出すること。
- 地域の特性を活かし、幸手らしい景観を形成すること。
- 水と緑による快適で潤いある生活を楽しめる環境を整備すること。

関連する計画 ▶ [幸手市水と緑の基本計画](#) [幸手市公園施設長寿命化計画](#)

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H29	H35
① 乱開発防止パトロールにおける乱開発確認件数	件	3	0
② 公園施設長寿命化計画における遊具整備率	%	30	90
③ 市民一人当たりの都市公園面積	m ²	8.52	11.39
④ 幸手駅西口土地区画整理事業※の仮換地指定※進捗率	%	23	61
⑤ 幸手駅西口土地区画整理事業※の幹線道路整備進捗率	%	0	86

現状と課題

- ・本市の中央から東部には、緑豊かな田園空間が形成されています。幸手インターチェンジ東側地区の幸手中央地区産業団地については、地区計画※により、周辺環境に配慮した緑豊かな景観形成が進められています。
- ・計画的に整備された戸建て住宅地や工業団地では、緑豊かな都市景観が形成されており、将来に向けてこれらを保全・維持していくための方策が必要です。また、古くからの既成市街地についても、良好な街並みを形成・保全するための方策が求められています。
- ・幸手駅西口土地区画整理事業※については、幸手駅西口の開設に伴い、県道幸手久喜線へとつながるアクセス道路として都市計画道路※西口停車場線の一部や区画道路9m路線の一部の整備が2018（平成30）年度末に完了します。今後は、区画道路9m路線の交通負荷が想定されるため、早期の都市計画道路※西口停車場線の全線整備や都市計画道路※杉戸幸手栗橋線の整備推進が必要となっています。
- ・埼玉県屋外広告物条例の厳格な運用を図るため、乱開発抑止パトロールを行っています。また、大規模建築物の整備にあたっては、埼玉県景観条例に基づいた助言・指導を実施しています。

- 本市の都市公園面積は、2017（平成29）年3月末現在44.57haで、これを市民一人当たりに換算すると8.52㎡となり、埼玉県平均の6.87㎡を上回っていますが、今後は中心市街地での公園整備の推進が求められています。また、公園施設の老朽化が進んでいるため、既存施設の改築・更新を計画的に行うことが必要です。

施策の内容

1) 田園景観の保全・創造

- 田園に散在する屋敷林や社寺林などの貴重な緑は、市の原風景を形成しています。これらの潤いのある景観について、その保全を図ります。
- 緑や公園など、自然の中で子どもが遊べる環境づくりに努めます。
- 埼玉県など関係機関と連携し、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）沿道における乱開発を抑制します。

2) 良好な住環境の整備と景観づくり活動の支援

- 住宅・住環境の整備に努め、良好な住まい・まちづくりを推進します。
- 地区の特性を把握しながら地区住民の理解を得て、地区計画※、建築協定※などの制度を活用し、良好な住環境の創出を進めます。
- 今後、地区計画※区域内の住宅の建替えが進むことから、改めて制度の内容について周知徹底を図ります。
- 市民が主体となって行う景観づくり活動や良好な景観形成に役立つ活動を総合的に支援する体制づくりに取り組みます。

3) 大規模建築物などへの指導

- 良好な景観形成を図るため、特に大規模建築物を建築する際は、景観法に基づく行為の届出による適正な制限の下で、周辺環境と調和した景観の保全が図られるよう助言・指導を行います。

4) 水と緑の基本計画の推進

- 本市の豊かな自然環境を市民とともに守り育てるため、幸手市水と緑の基本計画を推進します。

5) 公園整備の推進

- 公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した遊具などを計画的に更新し、適切な維持管理を行います。
- 県営権現堂公園について、埼玉県に働きかけを行い、早期全面整備を促進します。
- 県営権現堂公園の桜の保全について、埼玉県と連携を図ります。

- 地域に密着し、快適に利用できる公園づくりの一環として指定管理者制度※を推進します。
- 幸手駅西口に計画している親水公園の整備を図ります。
- 地域コミュニティなどによる身近な公園の維持活動を促進します。

6) 緑地・水辺環境の整備・保全

- 市民の良好な生活環境を確保するため、街路樹などにより公的空間の緑化に努めます。
- 中川沿いの緑地や、宇和田公園から権現堂桜堤、高須賀池公園周辺の水や緑のつながりを、貴重な景観として保全するとともに、さらなる魅力の創造を図ります。
- 権現堂調節池（行幸湖）周辺や中川、江戸川沿いなど土地利用構想で水と緑のゾーンに位置づけられた地域について、水辺や緑地の保全を図ります。
- 河川や歩道などを活用し、風や緑を感じながら市内の公共施設や文化財などをつなぐ「ふれあい散策路」について、路線の再評価と整備の推進を図ります。

7) 屋外広告物対策の充実

- 屋外広告物の禁止地域※において、定期的なパトロールを強化します。
- 既設の屋外広告物の適正な維持管理を促進するとともに、新規設置に対して必要な規制を行います。

8) 幸手駅西口土地区画整理事業※の推進

- 幸手駅西口土地区画整理事業※については、権利者に対しきめ細やかな事業の説明を行うことで、仮換地指定※、建物などの移転、工事などを着実に推進します。
- 区画道路9m路線の交通負荷を軽減し、アクセスの向上を図るため、都市計画道路※西口停車場線の全線整備および都市計画道路※杉戸幸手栗橋線の整備を行います。

9) 幸手駅周辺の市街地整備

- 幸手駅周辺については、商業、サービスなどの都市機能の集積を図ることにより、市民の生活利便性の向上を目指します。

協働の役割

市民・事業者等	・自分たちの住む市・地域を大切に思う気持ちをはぐくみ、周囲の景観を保全、創造するための活動に主体的に取り組みます。また、地区計画※などのルールを理解し景観の保全に努めます。 ・土地区画整理事業※の事業内容を理解し、市民として関われる内容については、積極的に参加・協力します。 ・「公園愛護活動」などにより、地域の公園・緑地などの維持に参加・協力します。
行政	・良好な景観形成に向けて、市民の主体的な取り組みを支援します。 ・地区計画※区域内における制度の周知徹底を図るとともに、住民の高齢化に伴い生じる課題について、住民の意向を踏まえ調和のとれた街並みづくりを検討します。 ・土地区画整理事業※の事業内容や法律・制度などに関する適切な情報の提供を行います。 ・市や指定管理者は、地域住民が活動しやすいように支援します。



■ 幸手駅西口土地区画整理事業区域内の区画道路（整備中）

施策の目的

- 道路の冠水など雨水や河川の氾濫による被害を最小限に抑えること。

関連する計画 ▶ 幸手市地域防災計画

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H29	H35
① 時間雨量 30 mm以下の大雨時における床下浸水（店舗内浸水を含む）の発生件数	件	—	0

現状と課題

- ・本市は、江戸川をはじめとして、中川、倉松川、権現堂川などさまざまな河川が市域内を流れていますが、高低差が少ないため、歴史的にも大雨時などに冠水が発生しやすい地域となっています。
- ・国や埼玉県では、首都圏外郭放水路*整備事業や堤防の強化、倉松川河川改修を進めてきました。
- ・近年、全国で時間当たり 50 mmを超える集中豪雨が多く発生しており、雨水貯留対策として調整池の整備やポンプ場の改良などを行っていますが、浸水被害を軽減するため、新たな調整池の整備が課題となっています。
- ・河川（大中落、中落）の整備については計画通り実施されるとともに、県管理河川についても事業化され、整備が行われています。

施策の内容

1) 河川やポンプ場の整備

- ・降雨量に基づく雨水の河川への流出量を計算するとともに、整備手法の効果検証を行い計画的に河川管理施設やポンプ場の整備を行います。

2) 河川やポンプ場の適切な維持管理

- ・河川のしゅんせつ工事*や草刈りなどの維持工事を行い、河川の機能維持を図ります。
- ・ポンプ場の定期点検を行い、適切な運転が行えるように維持管理を行います。

3) 既存開発地に対する流域貯留施設※などの維持管理

- 河川への流出抑制のため市内の小・中学校に設置されている流域貯留施設※の維持を行います。
- 開発に伴い建設された本市で管理する調整池について、しゅんせつ工事※や草刈りを行い機能維持を図ります。

4) 調節池や雨水幹線の整備の検討

- 浸水被害が著しい地区への対策として調節池や雨水幹線の整備の検討を行います。
- 調節池や雨水幹線整備の際には、埼玉県と本市が連携して河川および雨水施設の整備をより効率的に実施できるように、事業間の調整を行い、連携方策の検討を行います。

協働の役割

市民・事業者等	• 河川・水路の美化活動や情報提供などに取り組むボランティア団体などに積極的に参加します。
行政	• 洪水・内水ハザードマップの情報提供と活用を図ります。



■ 河川（大中落）

施策の目的

- 市内各地域や他市町へ円滑に移動できる道路網を整備すること。
- 歩行者や自転車利用者が安全・安心に通行できる道路環境を整備すること。

関連する計画 ▶ [幸手市都市計画マスタープラン](#) [幸手市橋梁長寿命化修繕計画](#)

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H29	H35
① 都市計画道路※整備率	%	61	64
② 4m未満の道路後退用地に対する買い上げ延長	m	3,150	3,900
③ 計画的な舗装修繕の実施	m/年	100	100

現状と課題

- ・首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の開通および幸手インターチェンジの整備が行われた結果、本市の広域交通の利便性が飛躍的に向上しました。また、幸手駅西口土地区画整理事業※の進捗に伴い、区域内の都市計画道路※の整備を進めています。
- ・生活道路の整備や維持管理については、市民からの要望や、パトロールにより発見した損傷箇所の改修を行っています。また、生活道路の拡幅にあたっては、道路沿いの建物の新築や改修にあたって、道路後退用地の買収制度を案内していますが、実際には買収に至らないケースもあり、課題となっています。
- ・橋りょうについては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、個々の橋りょうの改修を行っています。今後も引き続き、計画的に橋りょうの架け替えや修繕工事を進めていくことが必要です。

施策の内容

1) 都市計画道路※の整備

- ・幸手駅西口土地区画整理事業※地内の都市計画道路※である西口停車場線、杉戸幸手栗橋線の整備を行います。
- ・他市町との連絡道路となる都市計画道路※杉戸幸手栗橋線や幸手五霞線、惣新田幸手線バイパスなどについては、他市町や国、埼玉県との連携を図りながら整備を推進します。

2) 生活道路の整備・維持管理

- ・狭あい道路※における建築後退用地の買収制度の活用により、道路空間を確保します。

3) 舗装の維持修繕の実施

- ・幹線道路の計画的な舗装修繕を実施します。
- ・生活道路の舗装の穴や破損した側溝蓋の交換などの修繕を適切に行います。

4) 橋りょうの維持修繕の実施

- ・橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋りょうの定期点検や修繕を実施します。

協働の役割

市民・事業者等	・正しい道路利用に努めます。 ・市内道路の美化活動や修繕箇所の情報提供などをボランティアで実施する団体などに積極的に参加します。
行政	・市の道路網整備や道路利用の考え方について、情報発信を行い、市民の理解を促進します。 ・市民や団体による市内道路の美化活動および維持管理活動を支援します。



■ 都市計画道路

施策の目的

- だれもが気軽に市内外へ移動ができる公共交通の利便性を確保すること。

関連する計画 ▶ 幸手市地域内フィーダー系統確保維持計画

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H29	H35
① デマンド交通利用者数	人	8,581	10,855

現状と課題

- 本市における主要な公共交通としては、東武鉄道日光線、路線バス、デマンド交通が挙げられます。
- 東武鉄道日光線は、東京メトロ半蔵門線や日比谷線が直通で乗り入れています。さらなる速達性や利便性の向上などが求められています。
- 路線バスについては、既存路線の充実や幸手駅西口開設に伴う新路線の検討など、引き続きバス事業者が路線・本数の拡充を働きかけていくことが求められています。
- デマンド交通については、高齢化が進んだことで、運転免許証返納などによりマイカーを利用できない人も増加していることから、市民が自宅から駅や市役所、病院などの公共機関へのアクセス手段として活用されています。一方で、予約が取りにくいことなどが課題となっているため、今後は、市民ニーズに対応した運行内容の改善・見直しなど、利便性を高めていくための検討が必要です。
- 地域における公共交通の利便性確保が求められているため、都市環境・生活環境に適應した公共交通による総合的で持続可能な公共交通体系を再構築し、すべての人が快適に移動できる環境を整備していくことが必要となっています。

施策の内容

1) デマンド交通の充実

- 市民の公共施設へのアクセスや通院、買い物などの日常生活を支えるなど、交通の利便性が高いまちづくりを推進するため、市民ニーズに配慮しながら、デマンド交通の運行内容の見直しに努めます。

2) 鉄道輸送力の増強

- ・市民の市外への移動や他の地域から本市を訪問する人の利便性を向上するために引き続き、鉄道事業者に対し、幸手駅の発着本数増加と、特急列車の停車を要望していきます。

3) バス路線の充実

- ・路線バスの利便性向上のために、引き続き住民の要望などに基づき、路線の拡充や本数の増加をバス事業者に働きかけます。

4) 利便性の高い公共交通の推進

- ・都市環境・生活環境に適応した公共交通とするために、引き続き総合的で持続可能であり利便性の高い公共交通手段の検討を行います。

協働の役割

市民・事業者等	・鉄道、デマンド交通、民間バスなどの公共交通機関を積極的に利用します。
行政	・デマンド交通利用促進に向けたPRや情報提供に努めます。 ・公共交通に対する市民ニーズの把握に努めるとともに、運行上の安全の確保と公共交通の利便性の向上、また事業者への要望活動を行います。



■ デマンド交通

施策の目的

- 安全でおいしい水を利用できるよう関連施設の維持・保全を図ること。

関連する計画 ▶ [幸手市水道ビジョン](#) [幸手市水道事業経営戦略](#) [幸手市水道水質検査計画](#)

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H29	H35
① 老朽管（石綿セメント管）の更新率	%	98.6	100
② 有収率※	%	89.3	89.5
③ 水質基準適合率	%	100	100

現状と課題

- 水道事業は、市民生活に不可欠なライフラインであり、安全・安心な水を安定的に市内全域に供給することが求められています。
- 本市においては、1961（昭和36）年4月に上水の一部供給を開始し、1964（昭和39）年10月に全町供給となりました。その後、7期にわたる拡張事業により、2018（平成30）年3月末現在で給水人口51,726人、年間総配水量6,747,479m³、普及率99.9%となっています。
- 設置から約50年が経過し、水道施設の老朽化が進む中、特に重要な基幹管路については、計画的に更新していくことが求められています。また、創設期に配水管として大量に使用された石綿セメント管は耐震性に劣るため、その更新が急務となっています。石綿セメント管の更新率は2018（平成30）年4月時点で98.6%となっていますが、未更新の区間は他事業による工事も予定されているため、他事業と整合を図りながら計画的な改修を行う必要があります。
- 今後は、更新・修繕などの費用の増大が予測される一方で、少子高齢化や人口減少により給水量の増加が望めない状況にあり、より一層の経営の効率化が求められています。
- 水資源を有効に活用するために、漏水を減らすとともに節水運動の推進や節水意識の高揚に取り組む必要があります。

施策の内容

1) 水の安定供給

- 地下水水源と県水水源の水源バランスの確保を図り、老朽施設の改善や維持管理に努めるとともに、水道施設の耐震性の向上を図り、水の安定供給に努めます。
- 安心して利用できる水を供給できるよう水質管理体制の充実を図ります。
- 災害用水道資材の備蓄を図るとともに、災害時における水道施設の復旧体制の強化など、災害が発生した場合でも安定した水を供給できる体制づくりに努めます。
- 安全な水を供給するために、水源から給水栓に至る統合的な水質管理を行う水安全計画の策定を検討します。

2) 水の有効利用の促進

- 貴重な資源である水を有効利用するため、節水運動の推進、節水意識の高揚に努めます。
- 漏水防止を図るため、年次計画に基づき漏水調査※に努めます。

3) 経営の効率化

- 幸手市水道ビジョンや幸手市水道事業経営戦略に基づき、計画的・効率的な事業運営に努めます。
- 水道事業の広域化※に向けて埼玉県や、関係市町との調整・検討を引き続き行います。

協働の役割

市民・事業者等	• 水が限りある資源であることを理解し、節水に取り組みます。
行政	• 水を大切にする意識高揚のため、節水に対する理解と協力に関する広報活動の充実を図ります。

施策の目的

- 生活環境の改善や公衆衛生の向上が図られ、市民が衛生的かつ快適に暮らせること。
- 生活環境衛生が保たれるよう、生活排水の適正な処理を行うこと。

関連する計画 ▷ 幸手市一般廃棄物処理基本計画 中川流域別下水道整備総合計画

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H29	H35
① 公共下水道整備率（污水）	%	65	74

現状と課題

- ・生活排水対策については、国では2014（平成26）年1月に「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を示し、その方針を受けて2016（平成28）年1月に埼玉県で「埼玉県生活排水処理施設整備構想」が策定されました。この構想では、2025（平成37）年度までに生活排水未処理人口をゼロとすることを目標に、各地域がその地域に最も適した形で、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽※を適宜選択しながら整備を進めていく方針です。
- ・本市の公共下水道は、1985（昭和60）年に着手し、全体計画の見直しや事業認可区域の拡大を行いながら事業を推進してきました。今後は、整備率の推進を行うことと同時に、公共下水道施設の更新・修繕など費用の増大が予測されるため、長期的な計画を立て、より一層の経営の効率化が必要です。
- ・本市の農業集落排水は、既存施設の水洗化率を100%に近づけていくため、引き続き未接続世帯に対するより一層の啓発活動を行うことが必要です。
- ・本市の合併処理浄化槽※設置の普及促進は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽などから合併処理浄化槽※へ転換する人に補助金の交付を行ってきました。
- ・今後は、将来の人口動向を踏まえながら、より地域の特性に適した処理方式を適宜選択し、生活排水処理人口を増やしていくことが必要です。

施策の内容

1) 公共下水道の整備

- ・埼玉県などの関係機関における計画と整合を図りながら、下水道整備面積を計画的に拡大し、公衆衛生の向上を推進します。

2) 公共下水道の水洗化の促進

- 公共下水道供用開始区域内において、引き続き広報紙やパンフレット、説明会など啓発活動を行います。

3) 公共下水道施設の維持管理の充実

- 汚水中継ポンプ場※の適切な維持管理をはじめとして、長期的な計画を立て計画通りに点検整備や修繕工事を実施します。
- 下水道管渠（きょ）※や公共枵（ます）※の点検および補修については、市民生活に支障が出ないように、適切な維持管理を行います。

4) 農業集落排水施設の維持管理の充実および水洗化の促進

- 農業集落排水による生活排水処理施設の適切な維持管理を行うとともに、水洗化を図ります。

5) 合併処理浄化槽※設置および維持管理の啓発

- 幸手市公共下水道事業計画区域外などへの合併処理浄化槽※の設置を促進します。
- 浄化槽の機能を十分に発揮させるため、浄化槽設置者の適正な維持管理を促進します。

協働の役割

市民・事業者等	• 公共下水道整備への理解を深め、公共下水道供用開始区域においては、公共下水道に接続します。 • 農業集落排水供用開始区域においては、農業集落排水に接続します。 • 浄化槽設置者は、浄化槽の適正な維持管理をし、単独処理浄化槽や汲取り便槽は合併処理浄化槽※へと転換します。
行政	• 公共下水道と農業集落排水の普及や維持に向けて、各家庭や事業者に対して、水洗化や排水に関する啓発活動に努めます。 • 生活排水対策および合併処理浄化槽※の設置の重要性について、意識の啓発を推進します。